けられたこともございましたので６、生命倫理専門調査会ではES細胞研究は適正に行われているとの結論のもとにクローン胚作成を容認する見解が示されたことに対しては、私は疑問を感じております。

その後、文部科学省・厚生労働省にまたがって審議会が開催され、ボランティアからの卵子提供の是非が、有償提供の是非も含め議論されているようですが、これは女性の尊厳を大きく損ねかねない方向であり、その現場を知る産婦人科医の一人としてこの方向は容認できるものではありません。ボランティアへの卵子提供依頼を正当化しうる医学的意義があるかどうかを論じるとすれば、それは縦割りの審議会ではなく、国会で、国民的合意を形成しうるかどうかの議論が必要と考えます。上記生命倫理専門調査会報告書に反対意見書を出された法律家の方が、審議会では法制化の必要性を唱えることを控えておられるご様子と側聞致しますが、我が国の生命倫理面からも、十分なご議論をお願いしたいと思います。

「ヒト幹細胞」の委員会では、中絶胎児の利用についての検討は別の委員会を設けて行うとされたようですが、同意能力のない人から組織や細胞を採取して行う研究を、現行のような法的管理体制のないまま容認する「指針」は、例えそれにどんな厳しい条件を設けたところで、その条件を研究者に遵守させる実効性、罰則など、がないとなれば、全く意味がないと考えます。

どうか、一刻も早く、このようなバラバラの縦割りの行政指針でごまかすようなことなく、国会審議を経て被験者保護法制を確立する方向へと、行政側からも方策を検討していただけますよう、お願い申し上げます。

以上

△上に戻る

3：週刊金曜日記事

卵

きんようぶんか読書

画期的判決をどういかすか

まさのあつこ

「人体実験」と患者の人格権

「「人体実験」と患者の人格権
金沢大学付属病院無断臨床試験訴訟をめぐって」

←左の画像をクリックしてください。
別ウィンドウで拡大画像を読むことができます。

△上に戻る

4：参考資料一覧

- 打出喜義「直言」：『ＥＳ細胞研究、慎重に審議を』
  朝日新聞　2002.10.2
- 打出喜義「読者交論」：『内部告発者の扱い　積極的な保護を望む』
  東京新聞　2003.5.14
- 仲正昌樹、打出喜義、仁木恒夫.
  『人体実験』と患者の人格権　―金沢大学付属病院無断臨床試験訴訟をめぐって―
  御茶の水書房、2003、35 - 61
- 打出喜義　大学病院における「人体実験」と患者の人権―金沢大学付属病院無断臨床試験をめぐって―